

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

令和2年9月1日以降の段階的保育の継続について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

保育所等では感染予防策に努めながら、通常保育に向けた段階的保育を7月以降行ってきたところです。保育所等の取り組みにご協力いただき、また、家庭内での感染予防にも取り組んでいただいていることに、感謝申し上げます。

このところの区内感染状況は、著しい増加はみられないものの、一定数の感染者数は毎日報告されており、予断を許さない状況となっております。そのため、8月31日までの対応としておりました段階的保育について、9月1日以降もしばらくの間継続し、感染予防対策を徹底してまいります。

お示ししている「新しい日常における保育（通常保育）」については、保育現場の先生方のご意見をいただきながら、現在、ガイドラインを策定しているところです。ガイドライン策定後は、各保育施設にガイドラインに沿った取り組みへの協力をお願いし、「新しい日常における保育（通常保育）」へ移行してまいります。

保護者の皆様には保育時間の短縮や、お子様及びご家族に発熱や咳の症状がみられる場合には登園を控えていただくなど、感染予防の観点から引き続き園運営へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、保育料等の取り扱いや育児休業等復帰時期についても記載しておりますので、ご確認ください。

記

1 保護者の皆様へのお願い

- ・感染リスクを最小限にとどめ、保育施設の「密」を極力回避するために、保育時間の短縮や、時差出勤などによる登降園分散に、可能な範囲でご協力をお願いいたします。
- ・登園前にお子様の体温を計測し、発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養をとり、体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。感染症のものでないと医師が判断した場合はその限りではありません。
- ・保護者の方で咳や発熱等の症状がある場合は、送迎を行わないでください。
- ・送迎の際はマスクの着用、施設内に入るときの手指消毒をお願いします。
- ・ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合は、お通いの園にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。

2 認可保育園等の保育料等について

保育料等の日割り対応につきましては7月末をもって終了しており、8月分以降については、通常の取り扱いのとおり登園（利用）の有無、日数に関わらず1か月分の保育料等を徴収します。保育料等は保育園の運営を維持するための貴重な財源となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、保育料等の取り扱いについてのご質問は、通われている園ではなく、下記担当あてお問い合わせください。

3 育児休業等復帰時期について

(1) 【4月以降入園者のみ】保護者の育児休業等復帰時期について

令和2年4月以降認可保育園等へ入園し、現在、育児休業等を取得している方の復職期日は、10月31日（土）までとなっております（11月1日以降の復職は、認められません）。なお、外勤の方は復職後、2週間以内に「復職証明書」を入園担当あてご提出ください。10月末日までに提出できない場合は、事前に入園担当（03-5432-1200）あてご連絡ください。

【注意点】

月に1日も登園しないことを条件に育児休業の延長を認めているため、お子様が登園を開始する場合は、登園開始月中に復職してください。

(2) 育児休業等復帰予定者のお子様の保育料、区立の延長保育料・給食費について

育児休業等復帰予定者のお子様の保育料等については、8月、9月分においては該当月に1日も登園（利用）しないことを条件に全額免除し、1日でも登園（利用）した場合は1か月分の保育料等を徴収します。

10月分以降については、通常の取り扱いに戻りますので、登園（利用）の有無、日数に関わらず1か月分の保育料等を徴収いたします。

※育児休業からの復職予定者以外のご家庭の取り扱いとは異なります。ご注意ください。

【注意点】

8月、9月分の免除対象となるお子様は、育児休業の対象となっているお子様とそのきょうだいです（ともに在園していること）。

4 保育園を継続して欠席できる期間について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、現在、園を継続して欠席しているお子様の欠席できる期限は欠席開始日に関わらず10月末日までとなっております。

なお、9月1日以降、里帰り出産やお子様の入院等によって、継続して保育園を欠席する場合は、欠席開始日から起算して最大5か月まで欠席できるようになります。ただし、欠席している間も、保育料等は通常どおり徴収します。

【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-5432-2319

私立保育園に関すること 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2334

認可外保育施設に関すること 電話 03-5432-2313

上記2～4に関すること 電話 03-5432-1200